

# みんなの広場

## ●愛情点検で快適な冬を!

長年ご使用の暖房器具で、経年劣化が原因の火災事故が起きています。事故を未然に防ぐため、日ごろから



製品とその周辺のチェックを行いましょう／**詳細** 一般社団法人

日本電機工業会暖房器専門委員会 ☎ 03 - 3556 - 5887、URL=http://www.jema-net.or.jp/

## ミニ情報

### ●江別を考えるThinkingえべつ

**内容** 市民活動団体や企業、大学などがどんな役割を担い、どんなまちづくりをしたらよいか

考えます。／**日時** 11月18日(日)10時～12時30分／**会場・詳細** 江別市民活動センター・あい ☎ 374 - 1460、FAX 374 - 1461

### ●歳末チャリティー小品展(無料)

**内容** 会員の絵画作品を展示販売し、売上金の一部を江別社会福祉協議会に寄付／**期間** 12月5日(水)～9日(日)10時～17時(9日は16時まで)。／**会場** 野幌公民館ギャラリー／**詳細** 北陽会事務局 ☎ 383 - 4417 (川上)



### ●江別友の会家事家計講習会

**内容** 資源もお金も有効活用の家計簿ライフを始めましょう!



**日時・会場** 11月12日(月) 大麻集会所(出張所2階)、14日(水)中央公民館、15日(木)野幌公民館、11月17日(土)江別友の家(大麻元町164-16) いずれも10時～11時30分／**参加料** 400円(託児100円)／**申込・詳細** 江別友の会(村口) ☎ 384-9787

### ●冬のえべつ・フリーマーケットIN江別市民会館

**日時** 12月8日(土)、9日(日) 11時～15時／**会場** 市民会館ホワイエ・小ホール

募集数(料金) 手持ち出店100店(2,500円)。1区画約2m×2m。アマチュア限定／**申込・詳細** 11月28日(水)(必着)までに、往復はがきに出店希望日(8日、9日、両日または、どちらでも良い)、住所、氏名、年齢、職業、電話・ファクス番号、主な出店物、希望区画数を記入し、日本リサイクルネットワーク・えべつ(☎067-0074 高砂町10-14、☎・FAX 385-2917)へ。



## 市内大学情報

### ●酪農学園大学

【文京台緑町582、☎388-4131、FAX 387-2805、E-mail=rg-ext@rakuno.ac.jp】

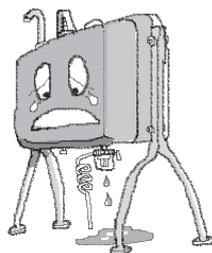
### ○獣医の卵たちによる勉強会「哺乳類を知ろう前・後編」(無料)

**内容** 酪農学園大学の野生動物医学センターを拠点に活動する学生たちが講師となり、2日間の勉強会を行います／**日時** 12月8日(土)前編、9日(日)後編 ともに9時30分～12時30分／**会場** 同大学研修館／**定員** 小学5年生以上から一般の方50名(先着)／**申込** 11月23日(金)までに電話かファクスで申し込みを。

## 灯油を使う前に点検を!

### ▶ホームタンクの灯油漏れに注意!

この1年間で、ホームタンクからの灯油漏れ事故が20件以上も発生しています。夏季の強い日差しや暑さによる部品の劣化、タンク自体や配管の老朽が進み、知らぬ間に少量ずつ灯油が漏れている場合もあります。灯油漏れが起こると、汚れた土砂の処理や下水道管の清掃に多額の費用が必要となります。また、地中の水道管に灯油が浸透すると、水道管の取り換えが必要となります。



灯油漏れ事故が発生した場合の事故処理にかかる費用は、ホームタンクの所有者などの全額負担となります。事故を未然に防ぐために日ごろからの点検が重要です。

降雪でホームタンクの点検がしづらくなる前に、事故防止の点検を行いましょう。

### ▶ホームタンクの点検項目

- ①家のまわりで油の臭いはしないか。
- ②油量計の目盛りは引っ掛かりなどなく正確に動くか。
- ③灯油の使用量と給油量を相対的に確認しているか。
- ④給油時に灯油の「こぼれ」がなかったか。
- ⑤水抜きバルブの緩みはないか。
- ⑥ホームタンクの給油管は折れ曲がったり古くなったりしていないか。
- ⑦ストレーナーカップ(タンク下部に付いているフィルターの入っている透明な部品)がひび割れしたり緩んでいないか。

### ▶油漏れを発見したら

- ◆ホームタンクや事故車両などからの燃料漏れの発見や油臭を感じた場合／消防本部指令課(☎382-5453)へ。
- ◆河川に油が浮遊している場合／都市建設課治水担当(☎381-1045)または環境課環境対策係(☎381-1019)へ。
- ◆水道水の油臭のご相談／水道部営業センター給排水・検査担当(☎385-4989)または水道部浄水場(☎382-2756)へ。

## 第8回江別陶芸会展 2012

**内容** 江別陶芸会主催で作品を販売し、売上金の一部を福祉関係の施設などに寄附します。

**日時** 11月23日(金)9時～17時  
24日(土)9時～17時  
25日(日)9時～16時

**会場** 野幌公民館ギャラリー

**出展者** 森敏仁(風富窯)、福盛田真智子(千古窯)、長

畑ふみ子(極楽とんぼ)、新林裕子(なな窯土裕陶房)、対馬賢二(北州窯)、北川智浩(工房併設ギャラリーあゆ藤)

**詳細** 同会(北川) ☎・FAX 381-1611、E-mail=tom-kitagawa55@cap.ocn.ne.jp

昨年の寄附金は市立病院へ寄附され、院内の図書室の図書購入費に(写真)。

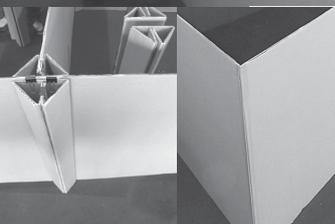


# こんにちは

## もしものときに備えた ダンボールで作るプライベート空間

北翔大学芸術メディア学科空間デザインコース教授 千里 政文さん

「もし、災害に遭ってしまったら…」江別市は過去に大きな水害に何度も遭っています。そんなもしものに備えて、水害・地震・火災時の避難について4年ほど前から市役所・消防・北翔大学と共同で避難方法、避難所での生活について研究をしてきました。そんななか東日本大震災の衝撃から、私たちはもしもの時に備え、適切な知識や情報を持つことが大切だと教えられました。



写真上/千里ゼミ。  
写真左/クリップで留めて差し込み、組み立てるタイプ。  
写真右/テープで貼るだけのタイプ。  
写真右/実際にダンボールハウスを防災訓練で使う様子千里教授。

**災害時**に大きな役割を果たすもののひとつが避難所での生活。少しでも快適な生活になればと北翔大学芸術メディア学科空間デザインコース千里ゼミで考えられたのがダンボールハウスです。

**この**ゼミでは、ユニバーサルデザイン（誰もが使いやすい）という考えから、幅広い分野での設計を学んでいます。災害時は、大人や若者が救助などへ出掛けするため、避難所では子どもやお年寄りが大きな力となります。だからこそ、誰でも簡単に作れるこのダンボールハウスが注目されるのです。

**最小限**の安価な材料から簡単に作ることができ、折りたんで持ち運べる、強く倒れにくいプライベート空間。初期のダンボールハウスは組み立てが難しく、クリップで留めるタイプを製作しました。さらに簡単に子どもでも組み立てられるように、ガムテープを貼るだけで使えるものに改良しました。この2種類の組み立て方を併用して、授乳・着替えなどに使う広くて背の高い空間にしたり、交流を大切にしながらもプライバシーを守る背の低い空間にしたりと、用途によって作り分けをします。

**9月**に行われた江別市避難所運営訓練では、参加者の方にこのダンボールハウスを組み立てて、泊ってもらいました。その感想は小学生からは、「工作み



しかった。」お年寄りの方からは、「思ったよりも寝やすかった。」「下に敷くダンボールは意外にふわふわしていた。」と好評でした。

**この**活動を行ってきた千里教授は、16年前から江別在住。教授のほかにも一級建築士であり、道の福祉環境アドバイザーとして、高齢者や障がい者のための居住空間や施設のアドバイスを行ってきました。住まいは、古い借家を研究のためバリアフリーに改造して生活しているとのこと。また、江別市内で建築やインテリアの勉強をしている学生の知識を少しでも役立てたいという考えから、防災訓練はもちろんイベントなど積極的に参加されているそうです。

**今後**の目標は、北海道を意識したダンボールハウス作り。冬の寒さにも対応できるように、簡単に入手でき、保温性のある数種類の床材を候補に試行錯誤中。また、ダンボールの他の使い方も考案中だとか。

**もしも**の時に備えて行われているこの取り組み、私たちの生活の安心感を高めてくれています。

### 中継コーナー

■個別的労使紛争あっせん制度で労働トラブルの解決を支援

突然の解雇や賃金未払いなど、個々の労働者と使用者間に発生した労働紛争の解決に向け、専門のあっせん員がお手伝いします。

／詳細【あっせん】北海道労働委員会事務局調査課個別対策グループ ☎ 204 - 5667 (祝日、年末年始除く月～金曜日 8時45分～17時30分)  
／【労働相談】労働相談ホットライン ☎ 0120 - 81 - 6105 (祝日、年末年始除く月～金曜日 12時～20時)

■平成25年度入校生募集

内容 国立北海道障害者職業能力開発校では、障がい者で求職している方を入校生として募集しています。訓練期間は1年または2年間です／願書受付期間 11月1日(木)～11月20日(火)／詳細 同校 ☎ 073 - 0115 砂川市焼山60、☎ 0125 - 52 - 2774

■電気計器の有効期限は切れていませんか

取引や照明に使用される電気メーターは検定が必要で、その有効期限が定められています。



有効期限は、電気メーターに貼られたシールで確認してください。／詳細 北海道経済産業局資源エネルギー環境部電気・ガス事業室 ☎ 709 - 8353、日本電気計器検定所北海道支社 ☎ 668 - 2437

## 必ずチェック 最低賃金!



時間額

**719円**

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署 (支署)

## 11月は労働保険適用促進期間

事業主の皆さん。労働保険の加入はお済みですか。労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

(詳細) 厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課 ☎ 709 - 2311、または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所